

実地指導結果 サービス種別：放課後等デイサービス

令和元年9月30日現在（「所在地」「事業所名」は実地指導日現在）

申請者名	所在地	事業所名	実地指導日	文書による指導の内容	指導に対する 是正状況	備考
社会福祉法人 ファミーユ高知	高知市	キュール	H30.5.30	① 支援に使用する部屋を追加した場合は、10日以内に事業所の平面図の変更を知事に届け出ること。 ② 提供するサービスの質の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表すること。 ③ 防災対策マニュアルの概要を掲示すること。	①改善済 ②改善済 ③改善済	
株式会社 SMILE PLUS	高知市	スマイルプラス大橋通	H30.6.12	① 防災対策マニュアルに不足する項目があるため、社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づき防災対策マニュアルを策定し必要に応じて点検及び見直しを行うこと。 ② 事業所ごとに経理を区分するとともに、放課後等デイサービスの事業会計を、その他の事業の会計と区分すること。	①改善済 ②改善済	
株式会社 SMILE PLUS	高知市	スマイルプラス高知	H30.6.21	① 防災対策マニュアルに不足する項目があるため、社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づき防災対策マニュアルを策定し必要に応じて点検及び見直しを行うこと。 ② 事業所ごとに経理を区分するとともに、放課後等デイサービスの事業会計を、その他の事業の会計と区分すること。	①改善済 ②改善済	
合同会社ぱすてる	高知市	ぱすてる	H30.6.28	① サービス提供時間帯を通じて児童指導員等を2名以上配置していることが確認できるようにすること。 ② 通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求められることできる場合は、支払を求めることが適当であるものに限られるため、キャンセル料は徴収せず欠席時対応加算で対応すること。 ③ 提供するサービスの質の評価を行うとともに、評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表すること。 ④ 個別支援計画は定められた手順に従って作成し、作成に係る書類及び記録を残すこと。 ⑤ 原則として月ごとに、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との業務関係等を明確にした勤務表を作成すること。 ⑥ 従業者等が業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずること。 ⑦ 個別支援計画未作成減算に該当する事例について、返還等の措置を講ずること。	①改善済 ②改善済 ③改善済 ④改善済 ⑤改善済 ⑥改善済 ⑦改善済	
特定非営利活動法人カラフル・ピース	高知市	カラフル・ピース	H30.8.30	なし		
合資会社オファース	高知市	ミラクルポッケ	H30.10.5	① 提供するサービスの質の評価を行うとともに、評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表すること。 ② 個別支援計画は定められた手順に従って作成し、作成に係る書類及び記録を残すこと。 ③ 防災対策マニュアルに不足する項目があるため、社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づき防災対策マニュアルを策定し必要に応じて点検及び見直しを行うこと。 ④ 水害・土砂災害を想定した避難訓練を行うこと。	①改善済 ②改善済 ③改善済 ④改善済	
株式会社 KidsUnlimited	高知市	おひさまキッズ	H30.10.26	① 利用に係る契約をしたときは、受給者記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告すること。 ② 水害・土砂災害を想定した避難訓練を行うこと。 ③ 障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により同意を得ること。 ④ 児童指導員等加配加算（I）の理学療法士等を配置する場合の算定要件を満たしていない期間について、返還等の措置を講ずること。	①改善済 ②改善済 ③改善済 ④改善済	
株式会社ルート	高知市	ルート2号店	H30.11.6	① 各室の用途に変更があった場合は、10日以内に変更を知事に届け出ること。 ② 利用に係る契約をしたときは、受給者記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告すること。 ③ 提供するサービスの質の評価を行うとともに、評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表すること。 ④ 水害・土砂災害対策について防災対策マニュアルを策定すること。	①改善済 ②改善済 ③改善済 ④改善済	
特定非営利活動法人Open Heart	高知市	はあと33番地	H30.12.13	① 提供するサービスの質の評価を行うとともに、評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表すること。 ② 水害・土砂災害対策について防災対策マニュアルを策定すること。	①改善済 ②改善済	
株式会社 GOOD SMILE	高知市	グッドスマイル鴨部	H31.2.7	① 児童発達支援管理責任者が不在の間は、児童発達支援管理責任者専任加算について返還等の措置を講ずること。	①改善済	
株式会社ともに	高知市	株式会社ともに	H31.2.14	① サービス提供時間帯は児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者を2人以上配置すること。 ② 契約内容報告書を市町村へ提出すること。	①改善済 ②改善済	
社会福祉法人 一条協会	四万十市	児童発達支援センターわかひじ	H30.10.18	① サービス提供時間帯は児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者を2人以上配置すること。 ② 提供するサービスの質の評価を行うとともに、評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表すること。	①改善済 ②改善済	

※平成27年度以前の障害児通所支援事業者に対する実地指導結果は、法人施設等指導監査結果の児童福祉施設に掲載しています。